

別添6

チェックリスト（一般則第6条の2第1項関係（コールド・エバポレータ）
 パンプ又は圧縮機が接続されたもの、一般則第6条の2第2項（距離短縮型）を除く）

検査項目	検査方法	判定基準	判定
1.境界線・警戒標 (第6条第1項第1号) <例示基準1>	目視検査	〔目視検査〕 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視により確認する。	合 否
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 1.境界線 門・塀・柵等の設置。ない場合は地上にペイント等で明示し区分されていること。 2.警戒標 高圧ガス製造事業所 火気厳禁 無断立入禁止 等の警戒標が設置されていること。 </div>			
2.保安距離 (第6条第1項第2号)	距離測定又は図面確認（目視により容易に判定できる場合は目視検査）	〔距離測定又は図面確認〕 貯蔵設備及び処理設備の外面から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具により測定又は図面上で確認する。（目視により容易に判定できる場合は、目視確認。）	合 否
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 貯蔵能力 _____ m³(kg)（配管で連結されている貯槽の場合は合算） 処理能力 _____ m³（配管で接続されている処理設備の場合は合算） 第1種保安物件までの概算距離 _____ m 第2種保安物件までの概算距離 _____ m 第1種設備距離 酸素L₂ _____ m、その他L₃ _____ m 第2種設備距離 酸素L₃ _____ m、その他L _____ m（敷地内、敷地外） </div>			
3.流出防止措置 (第6条第1項第7号) 【液化酸素の貯蔵能力1,000 t以上の貯槽該当】 <例示基準5>	測定又は図面確認	〔寸法測定又は図面確認〕 液化酸素貯槽の周囲に講じた流出防止措置（防液堤等）の状況を目視により検査し、当該設備の寸法を巻尺その他の測定器具により測定又は図面上で確認する。	合 否 該当否
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 次のいずれかの措置を講ずる。 イ 外槽が内槽の常用温度において同等以上の耐圧強度を有し、二重殻の間のガスを吸引して漏洩したガスを検知できるもので、内蔵した緊急遮断装置を設ける。 ロ 防液堤の設置（例示基準に示すもの） </div>			
4.防液堤内外の設備設置規制 (第6条第1項第8号) 【液化酸素の貯蔵能力1,000 t以上の貯槽該当】	目視及び測定（目視により容易に判定できる場合は目視検査）	〔目視検査〕 防液堤内外に設置されている設備・施設の種類について、目視により確認する。 〔距離測定〕 防液堤外に設置されている設備までの距離を測定又は図面上で確認する。（目視により容易に判定できる場合は、目視確認。）	合 否 該当否
5.ガス設備の気密構造 (第6条第1項第10号) 【酸素該当】	漏洩確認	〔漏えい確認〕 運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、漏えい等のないことを発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により確認する。	合 否 該当否

6. 高圧ガス設備の 耐圧性能及び強度 (第6条第1項第11号 ・13号)	目視検査及び非破壊検査(肉厚測定含む)	〔目視及び非破壊検査〕 摩耗、劣化損傷異常のないことを目視及び非破壊検査(肉厚測定含む)により検査する。	合 否
7. 高圧ガス設備の 気密性能 (第6条第1項第12号)	気密試験	〔気密試験〕 運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用圧力異常の圧力で行う気密試験又はその記録により確認する。	合 否
<p style="text-align: center;">CEは耐圧試験及び気密試験等を不要とされているが(製造細目告示第4条、5条)液取出弁(送液弁)以降の配管系及び送ガス蒸発器については、気密試験(必要に応じて肉厚測定や浸透探傷試験等の非破壊検査等)を行うものとする。</p>			
8. ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号)	記録又は図面確認	〔記録又は図面確認〕 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により確認する。	合 否
9. 高圧ガス設備の基礎 (第6条第1項第15号) <例示基準10>	記録又は図面確認	〔記録又は図面確認〕 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により確認し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視又は図面により確認する。 沈下測定のための測定点の有無を目視により確認する。	合 否
<p>1 地盤の許容支持力が荷重を上回ること。 2 貯槽(貯蔵能力100m³又は1t以上)の支柱(支柱がない貯槽は底部)は同一の基礎に緊結</p>			
10. 貯槽の沈下状況の測定 (第6条第1項第16号) <例示基準11>	測定又は記録確認	〔測定又は記録確認〕 貯槽の沈下状況を、レベル用測定器により測定又はその記録により確認し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により確認する。 貯槽の測定点とベンチマークとのレベル差を測定する。	合 否
11. 耐震設計構造 (第6条第1項第17号) 【貯蔵能力300m ³ 又は3以上の貯槽、大臣が定める配管(外径45mm以上で貯槽から遮断弁まで)該当】	目視及び図面確認	〔目視及び図面確認〕 耐震設計構造物の地震に対する安全である構造の状況を目視及び図面により確認する。	合 否 該当否
12. 高圧ガス設備の温度計等 (第6条第1項第18号)	目視及び精度検査	〔目視(図面)確認〕 温度計の設置状況を目視、図面等により確認する。 〔精度検査〕 温度計精度確認用器具を用いて精度を測定又はその記録により確認する。	合 否
<p>CEに温度計は不要であるが(製造細目告示第6条)温水式蒸発器には温水管の温度管理のための温度計を設置してある。(あくまで温水管の温度管理が目的であり、18号に基づくものではない。)</p>			

13. 高圧ガス設備の 圧力計 (第6条第1項第19号) < 例示基準 1 3 >	目視及び精度検査	〔目視 (図面) 確認〕 圧力計の設置状況を目視、図面等により確認する。 〔精度検査〕 圧力計精度確認用器具を用いて精度を測定又はその記録により確認する。	合 否
14. 高圧ガス設備の 安全装置 (第6条第1項第19号) < 例示基準 1 3 >	目視及び作動検査	〔目視検査〕 安全装置の設置状況、維持管理状況を目視、図面等により確認する。 〔作動検査〕 バネ式安全弁等作動試験が可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により確認する。	合 否
15. 高圧ガス設備の 安全弁等の放出管 (第6条第1項第20号) 【酸素該当】 < 例示基準 1 4 >	目視及び測定	〔目視検査〕 酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び設置状況を目視により確認する。 〔測定〕 放出管の開口部の位置を巻尺その他の測定器具により測定又は図面上で確認する。	合 否 該当否
放出管の開口部の位置： 近接する建築物又は工作物（当該建築物等が火気取扱い施設の場合は8 m以内にあるもの、その他の場合は5 m以内にあるもの）の高さ以上で周囲に着火源のない安全な位置			
16. 液面計等 (第6条第1項第22号) < 例示基準 1 6 >	目視検査	〔目視検査〕 液面計の設置状況を目視により確認する。ガラス液面計を使用している場合は、破損防止の措置（金属製の枠）の状況を目視により確認する。	合 否
17. 貯槽の配管に設 けたバルブ (第6条第1項第24号) < 例示基準 1 8 >	目視検査	〔目視検査〕 設置状況及び維持管理状況を目視及び図面等により確認する。	合 否
18. 貯槽配管の緊急 遮断装置 (第6条第1項第25号) 【液化酸素の内容積 5,000 ℓ以上の貯槽 該当】 < 例示基準 1 9 >	目視及び作動検査	〔目視検査〕 緊急遮断に支障の無い状態であることを目視により確認する。 〔作動検査〕 遠隔操作にて正常に機能する作動試験又は記録により確認する。	合 否 該当否
1 取付位置：貯槽に近い位置で、外力の影響を受けにくいこと。 2 操作機構：操作部は貯槽から5m以上離隔し、2箇所 (内 1箇所は事務所等) 以上設けること。 3 遮断性能：弁座漏洩量が JISで定める許容量を超えないこと。 4 標示：開閉状態を示す標示 (ダイヤル等) を設ける場合は、計器室内等に設けること。 5 その他 遮断によりウォーターハンマーが生じない措置をとること。			

<p>19. 停電等により機能が失われない措置 <保安電力等> (第6条第1項第27号) <例示基準 2 0 ></p>	<p>目視及び作動試験</p>	<p>〔目視検査〕 製造施設に講じた機能が失われない措置の状況を目視及び図面、記録等により確認する。 〔作動検査〕 当該措置の機能を作動試験又は記録により確認する。</p> <p>【第25号（緊急遮断装置）、第32号（温度上昇防止措置）、第39号（防消火設備）、第40号（通報装置）のいずれかが該当する場合】</p>	<p>合 否 該当否</p>								
<p>20. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号) <例示基準 2 4 ></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 温度上昇防止措置の状況を目視、図面等により確認する。 〔作動検査〕 当該措置の機能を作動試験又は記録により確認する。</p> <p>【C Eの貯槽本体は断熱材により耐火性能を有し不要であるが、高さ1 m以上の支柱であって耐火性能を有する断熱材で被覆していない場合は、当該支柱には措置を要する。】</p>	<p>合 否 該当否</p>								
<p>21. 防消火設備 (第6条第1項第39号) 【酸素該当】 <例示基準 3 1 ></p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査〕 酸素の製造設備について、消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録等により確認する。</p> <p>【C Eには防火設備（水噴霧、散水等）は不要だが、消火設備（消火器）は要する。 <貯槽の周囲の安全な場所にB-10消火器3個相当以上></p>	<p>合 否 該当否</p>								
<p>22. 通報措置 (第6条第1項第40号) <例示基準 3 2 ></p>	<p>目視及び使用検査</p>	<p>〔目視検査〕 通報を速やかに行う措置の状況を目視、図面等により確認する。 〔使用検査〕 当該設備の機能を実際を使用して確認する。</p>	<p>合 否</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="140 1352 719 1424">通報設備の通報範囲</th> <th data-bbox="724 1352 1302 1424">設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="140 1431 719 1608"> <p>イ 保安統括者の常駐事務所と現場事務所との間 (両事務所が同一の場合は除く)</p> <p>ロ 現場事務所相互間</p> </td> <td data-bbox="724 1431 1302 1608"> <p>イ ペーシング設備</p> <p>ロ 構内電話</p> <p>ハ 構内放送設備</p> <p>ニ インターホン</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 1615 719 1827"> <p>事業所内全体</p> </td> <td data-bbox="724 1615 1302 1827"> <p>イ ペーシング設備</p> <p>ロ 構内放送設備</p> <p>ハ サイレン</p> <p>ニ 携帯用拡声器</p> <p>ホ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 1834 719 1973"> <p>事業所内の任意の場所における作業員相互間</p> </td> <td data-bbox="724 1834 1302 1973"> <p>イ 携帯用拡声器</p> <p>ロ トランシーバー(計器等に影響ない場合)</p> <p>ハ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る)</p> </td> </tr> </tbody> </table>				通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	<p>イ 保安統括者の常駐事務所と現場事務所との間 (両事務所が同一の場合は除く)</p> <p>ロ 現場事務所相互間</p>	<p>イ ペーシング設備</p> <p>ロ 構内電話</p> <p>ハ 構内放送設備</p> <p>ニ インターホン</p>	<p>事業所内全体</p>	<p>イ ペーシング設備</p> <p>ロ 構内放送設備</p> <p>ハ サイレン</p> <p>ニ 携帯用拡声器</p> <p>ホ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る)</p>	<p>事業所内の任意の場所における作業員相互間</p>	<p>イ 携帯用拡声器</p> <p>ロ トランシーバー(計器等に影響ない場合)</p> <p>ハ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る)</p>
通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)										
<p>イ 保安統括者の常駐事務所と現場事務所との間 (両事務所が同一の場合は除く)</p> <p>ロ 現場事務所相互間</p>	<p>イ ペーシング設備</p> <p>ロ 構内電話</p> <p>ハ 構内放送設備</p> <p>ニ インターホン</p>										
<p>事業所内全体</p>	<p>イ ペーシング設備</p> <p>ロ 構内放送設備</p> <p>ハ サイレン</p> <p>ニ 携帯用拡声器</p> <p>ホ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る)</p>										
<p>事業所内の任意の場所における作業員相互間</p>	<p>イ 携帯用拡声器</p> <p>ロ トランシーバー(計器等に影響ない場合)</p> <p>ハ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る)</p>										

<p>23.バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第41号) <例示基準33></p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査〕 作業員がバルブ又はコック（操作ボタン等により開閉する場合は当該操作ボタン等）を適切に操作することができるような措置の状況を目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉方向の明示 2.バルブ等に係る配管に流体名の明示、流れ方向の明示 3.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉状態の明示 4.通常使用しないバルブに施錠、封印、作動防止等の措置 5.適切な足場と操作に必要な照度の確保 </div>			